令和７年度補正予算　重点支援地方交付金
食料品の物価高騰に対する特別加算について

別添２

○令和７年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけるよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算する**こととしています。
○本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただく**こととしています。

✓支援の対象・方法・支給額など

○全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。

○生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

例）＊対象：低所得者世帯、高齢者世帯、子育て世帯、全世帯など　＊方法： 商品券、電子クーポン、現物支給、現金など
＊支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など

✓特別加算分の交付限度額の扱い

○食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額は、市区町村に対して交付限度額の内数として、別途明示して通知。

○生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

✓その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

○事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
○国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
○事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

地方公共団体職員向けＱ＆Ａ
（食料品特別加算に係る記載を抜粋）

食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定）

４－１特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。

市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくことが可能である。

４－２　特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。

全国一律に実施するものではなく、支援対象・方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能である。

特別加算を活用して商品券等の配布により実施する事業については、上記「２　商品券等の配布により実施する事業について」を参照されたい。

特別加算を活用して個人を対象とした現金給付により実施する事業については、上記「３　個人を対象とした給付金等により実施する事業について」を参照されたい。

４－３　特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民１人当たり3,000 円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。

食料品の物価高騰への支援として措置する4,000億円の特別加算について、国民１人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模感であることを分かりやすく示したものであり、全国一律に１人当たり3,000円を支給することを求めるものではない。

特別加算は、市区町村において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施していただけるよう措置するものであり、その活用については、各市区町村において地域の実情に応じた事業を実施していただくことが可能である。

４－４　商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければいけないのか。

生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能である（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

４－５　特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。

生活者への食料品の物価高騰に対する支援について、食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することは可能である。

４－６　今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。

令和７年度に実施される事業（地方公共団体の令和７年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和７年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる。

今般新たに食料品の物価高騰に対する特別加算分として4,000億円措置されたことを踏まえて、既存事業の積み増しを行うなど、当該事業の拡充等を行うことを期待している。

４－７　特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。

特別加算分については、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算したもの。

この活用に当たっては、生活者への食料品の支援を含むものであれば、必ずしも、食料品に限定した事業ではなく、例えば日用品にも使える商品券や電子ポイントの給付などであっても活用可能である。また、従来実施されている学校給食費の支援やこども食堂への支援などに加算するなど、広く生活者への食料品の支援となるものとしても活用可能である。

なお、水道料金の減免など、生活者支援として実施する事業のために、特別加算以外の交付金限度額では対応できない場合などには、相談に応じ、活用いただけるよう柔軟に対応することとしている。

４－８　特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。

特別加算は市区町村に対して措置されたものであるため、都道府県には措置されないが、都道府県において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援の事業を実施することも可能である。

４－９　本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有の国の基準日は設けられるのか。

全国一律に実施するものではないため、国の基準日は設けない。地域の実情に応じ、市区町村の判断で個別に基準日を設定されたい。